

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)	
地域名 (地域内農業集落名)	神出地区 (下北古集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月15日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・趣味で農業をしている人と専業で農業をしている人とで、作物の単価の考え方のギャップがある。
- ・農家の高齢化と人口減少で、急勾配の高い法面は草刈り作業が困難になってきた。
- ・主食用水稲のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われているが、新規就農者などの農業の担い手が引き受ける農地面積よりも、後継者が不在である農地のほうが多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。
- ・農地が小さく形もいびつなこともあり、作業効率が悪い。
- ・新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。
- ・水路やパイプラインが古くなってきており、定期的な修繕や管理などが必要である。
- ・使用していないため池があり、その池を廃池にして草刈りなどの管理を不要にする必要がある。
- ・イノシシやカラスなどの獣害被害も多くなってきている。
- ・燃料や肥料などの資材費が高騰している。
- ・水利費などの管理費が高い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲を主要作物とし、施設野菜や高収益作物の導入を検討する。
- ・自走式草刈り機やドローン等を活用したスマート農業の展開を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地などは引き続き認定農業者などの中心的な担い手へ集積し、農地の団地化・作業効率アップを図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付けを行いながら、段階的に集約化をすすめる。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農家でも適切な経営管理と市場ニーズの把握した上で、安定した利益を上げれる、ビジネス的な思考が必要である。 ・農地の集積・団地化等により、担い手の事業の持続拡大を支援する。 ・将来的に後継者がUターンし、農地を管理してくれるような仕組みづくりを検討する。 ・必要に応じて、新規就農者などの新たな担い手の受入・定着支援を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。